

別 紙

質 問	回 答
<p>1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争契約の総合評価（簡易型）と総合評価（簡易型）拡大とあるが、どのような落札方式なのか。 <p>*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6億9千万円未満の業者選考において、「大阪府下に本店、支店、営業所があること」とあるが、価格競争の観点から見ると矛盾していないか。 <p>2. 国立大学法人大阪大学において発注した建設工事及び設計・コンサルティング業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年と比較して件数及び契約金額の推移について説明願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事における品質等の確保のため総合評価方式を採用しており、その適用範囲を広げるため、総合評価（簡易型）よりさらに簡易な評価方法を採用した落札方法です。 <p>現在、7000万円以上2億円未満の工事について、工事内容を考慮し総合評価（簡易型）拡大を適用するか検討中であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の拡大し、コストの削減が公共工事に求められておりますが、一方で地元の振興に寄与することも求められております。また、工事施工中に問題が生じた場合、直ぐに対応できることも本条件の意味するところ です。今後、この条件については検討させていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約件数は昨年より10件程度増えております。契約金額につきましては平成21年度の補正予算事業の契約が平成22年1月から3月に集中しましたので平成22年の契約額が突出した結果となっておりますので減少しております。

質 問	回 答
<p>3. 指名停止等の措置状況について</p> <p>・指名停止等一覧表の指名停止理由はすべて同じ理由ですが他の理由で指名停止を行った事例はありますか。</p> <p>4. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果および抽出案件の審議について</p> <p>(審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務の抽出結果について)</p> <p>・抽出方法等について委員長より説明があった。</p> <p>(抽出案件の審議)</p> <p>◎建設工事</p> <p>①一般競争方式</p> <p>【大阪大学（豊中）保育施設新営その他工事】</p> <p>・不落と表記されていますが契約に至るまでの経過を説明ください。</p> <p>・入札参加者が随意契約を辞退した理由について説明ください。</p>	<p>・過去に於いてどのような事例があったかは調べてみないとわかりませんが、最近では低入札調査の結果、辞退を申し出る事例しかありません。指名停止の実施は「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（文教施設企画部長通知）で不正行為、工事事故、入札妨害、談合等々細かく明記されておりそれらに基づき適用しております。</p> <p>・本工事の応札者（1社）の価格が予定価格に達していなかったため、個別に交渉を行ったが金額の折り合いがつかなかったため、同地区で工事实績のあるものと見積もり合わせにより随意契約しました。</p> <p>・保育所の建物が木造であり、設計も特殊なものとなっていたため、応札者の積算と大学の積算に齟齬が生じたと考えられます。</p>

別 紙

質 問	回 答
<p>②随意契約方式</p> <p>【大阪大学（桜の町）職員宿舎耐震改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格が随意契約の範囲を超えていますが随意契約にした理由を説明ください。 <p>◎設計・コンサルティング業務</p> <p>③簡易公募型プロポーザル方式</p> <p>【大阪大学（吹田）最先端医療融合イノベーションセンター新営設計業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積回数が7回とありますが何故そうなるのか説明ください。 <p>④一般競争入札方式</p> <p>【大阪大学（吹田）レーザー研L棟等耐震診断業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が27.8%とありますが、これについて説明ください。 <p>5. 低入札価格調査に係る特別重点調査の試行について</p> <p>（特別重点調査案件について、経過等の説明を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし <p>（低入札価格調査対象工事の発生状況について説明を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に意見なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の被災者を受け入れる宿舎として提供する予定であったため、本学会計規則第41条第1項第2号の「緊急を要する場合」を適用し随意契約にて見積合わせにより受注者を決定しました。 ・設計業務の契約は設計コンサルタント選定委員会の議を経て受注者を決定後、見積もり合わせを実施するため、競争相手がいないこともあり予定価格に達するまで見積もり合わせを行うこととなります。 ・この業務は設計と違い役務に分類されると判断し簡易公募型プロポーザル方式でなく一般競争入札方式を適用しました。その結果、受注者が低価格の入札を行っただけであります。低入札調査の結果、業務遂行に支障がないと判断しました。

別 紙

質 問	回 答
<p>6. 政府調達対象事業の基準額について</p> <ul style="list-style-type: none">・政府調達対象事業の基準額は年々下がっているが政府調達の適用範囲を広げる目的なのか。 <p>7. その他</p> <p>(再苦情処理については申立てが無かった旨を報告する)</p> <ul style="list-style-type: none">・特に意見なし <p>(談合の疑義事実案件のあった旨の報告と詳細な経過報告をする)</p> <ul style="list-style-type: none">・特に意見なし	<ul style="list-style-type: none">・政府調達対象事業の基準額は2年毎に見直されますが工事契約が450万SDR、設計コンサルタント業務45万SDRは現在のところ変更ありません。円高による影響で基準額が下がっていると考えられます。